

平成二十九年（二〇一七）三月二十五日発行
『大倉山論集』 第六十三輯 抜刷
（公益財団法人 大倉精神文化研究所）

室町幕府奉公衆饗庭氏の基礎的研究

小林 輝久彦

室町幕府奉公衆饗庭氏の基礎的研究

小林 輝久彦

目次

はじめに

キーワード

大中臣氏 遠江国笠原庄 東条国氏 松井忠次
見聞諸家紋

一 饗庭御厨の成立と饗庭氏の出自

二 足利尊氏の寵臣饗庭命鶴丸

三 室町中期から後期の饗庭氏

四 戦国期の饗庭氏

五 その後の饗庭氏

おわりに

はじめに

將軍直臣団である室町幕府奉公衆の体制については、福田豊彦氏の総合的な研究があるが、奉公衆体制の成立時期と成立過程について、いまだ具体的に明らかにされているとは言い難い。^① また奉公衆体制の解体時期及び解体過程についても異論がある。^②

従って奉公衆の成立と解体の時期及び過程の解明については、奉公衆個々の家における研究の蓄積と分析が必要であると思われる。

かかる視座から個々の奉公衆の家を検証したものとして、筑前麻生氏についての川添昭二氏の研究、美濃山下氏についての森幸夫氏の研究、^③ 美濃佐竹氏についての多田誠氏の研究、^④ 駿河葛山氏についての杉山一弥氏の研究などが見られる。これら先学の驥尾に付すかたちで、筆者は以前、三河国幡豆郡吉良庄荒河に名字の地を持つ足利一門荒河氏について、^⑤ そして遠江国浜名郡三ヶ日に本地を持つ後藤氏について、^⑥ それぞれ基礎的研究を試みたところである。

本稿では、三河国幡豆郡饗庭郷に名字の地を持つ饗庭氏について取り上げ、この問題を解明する一助として加えることを目的とする。

饗庭氏は足利尊氏の近臣饗庭命鶴丸を出した家である。命鶴丸はつねに尊氏の側近くに仕えた寵臣として「太平記」等の軍記物でよく知られている。また優れた歌人でもあったから、国文学方面の研究でも言及されることが多い。だが命鶴丸個人ではなく、饗庭氏の家としての研究は少ない。

饗庭氏の先行研究としては三河における鈴木悦道氏の研究、^⑦ 及び遠江における森田香司氏の研究、^⑧ そして短編であれば中川覚氏による考察がある。^⑨

しかし鈴木氏の研究は、饗庭氏の出自及び南北朝期における尊氏近習としての動向並びに地元饗庭郷での伝承とその背景の検討を範囲とするものであり、森田氏の研究も、遠江国笠原庄の支配関係史料の検討から饗庭氏について言及するものである。いずれも自治体史という性格上地域的な検討に留まっており、奉公衆としての饗庭氏の動向につき概観したものではない。また中川氏の考察も饗庭氏の出自についての史料からの検討、及び戦国期における饗庭郷での饗庭氏滅亡の伝承を、周辺史料から裏付けるといふ範囲での言及に限られている。

先述のとおり、命鶴丸は尊氏の近習であり、將軍近習組織が後の幕府奉公衆と連続性があるのかどうかを検証するに際しても、饗庭氏を取り上げてその動向を分析することには意味があると考ええる。

そこで、以下において、まず饗庭郷の成立期からの支配関係の変遷と饗庭氏の出自について先行研究に学びながら概説し、次に軍記物ではなく、史料上の命鶴丸の事績について言及し、さらに管見に及んだ史料を挙げながら、その後の室町期及び戦国期における幕府奉公衆饗庭氏の系譜を辿り、地域的制約にとらわれずに、在地支配のあり方を含めたその動向を再検討してみる。

一 饗庭御厨の成立と饗庭氏の出自

饗庭御厨とは、現在の愛知県西尾市吉良町饗庭を中心とした地域のことで、永久三年（一一一五）以来、伊勢神宮外宮の神領であった¹³。本所は神宮祭主大中臣氏、領家が神宮長官松木氏、預所職又は給主が権禰宜度会氏という重層的な土地支配関係にあったと考えられる¹⁴。

しかし承久の乱（一二二一）後に地頭が置かれたらしく、鎌倉時代の弘安年中（一二七八―八七）には先地頭「善願」の年貢抑留を、神宮祭主が鎌倉に訴える事態となっていた。このような武家による御厨介入の事態は南北朝期に

入っても変わらず、神宮祭主は改めて康永三年（一三四四）に当地頭の不法を訴えていた。¹⁵

のち室町期に入ると饗庭御厨は、史料上「饗庭厨屋郷」と郷村表記となり、応仁・文明の大乱を経て、戦国期に入ると「饗庭郷」と記されるようになる。¹⁷

この時期には武家の一円支配となり、神宮の厨房に上る海産物を調達する所という「御厨」の機能を果たすための、神宮の直接支配体制はほぼ消失したようである。

さてこの饗庭御厨の「地頭」であるが、地元西尾市吉良町の伝承では、永徳三年（一三八三）三月に饗庭命鶴丸が、後小松院の院宣により饗庭七郷を賜り、饗庭城に入ったと伝えている。¹⁸ 前述のとおり、饗庭御厨の地頭職は、鎌倉期から存在していることが窺える。この鎌倉期の地頭「善願」と饗庭氏との系譜的繋がりは史料を欠きよく分らない。しかし後述のとおり、饗庭を名字とする饗庭氏は南北朝初期の史料に登場しているので、永徳三年の入部では遅すぎらると思う。

次に饗庭命鶴丸の名字の地が何処であるかについては、三河国饗庭御厨の他にも、①美濃国揖斐郡相羽（岐阜県揖斐郡大野町）を名字の地、本姓を摂津源氏土岐氏流とする説、②近江国高島郡海津（滋賀県高島市）の出自とする説などがある。¹⁹

①は既に鈴木氏により否定されており、²⁰ ②も、本来は三河国饗庭御厨を生国とする流れであるとされている。つまり三河国饗庭御厨を名字の地とする説と矛盾するものではない。²¹ 命鶴丸の名字の地は、鈴木氏や森田氏及び中川氏等先行研究が指摘するとおり三河国饗庭御厨としてよいであろう。²²

次に命鶴丸の本姓について。中川氏は鎌倉御家人の山内首藤氏の一族であるとし、鈴木氏もこれに従っている。²³

その根拠は、康永三年（一三四四）の饗庭御厨を巡る訴訟について、「藤原氏女」とともに文殿に召喚された「松

若丸²⁴⁾」を、首藤三郎時通の子「松若丸」と同一人物とすることにある。この松若丸が元服して首藤氏直となり、法号を饗庭命鶴丸と称した、と中川氏は解釈する。しかし貞和元年（一三四五）に首藤時通が養子松若丸に譲り渡した所領の中に、饗庭御厨が見えない。饗庭御厨を相続財産の対象からはずす合理的な理由が見当たらない以上、この比定は根拠が弱いのではないだろうか。

それでは饗庭氏の本姓は、何であるのか。命鶴丸の詠んだ和歌が収録された「風雅和歌集」の「作者部類 上」によると、「大中臣直宣 五位 彈正少弼 命鶴丸 風一」と記される²⁵⁾。つまり命鶴丸の本姓は大中臣氏で、諱は直宣であるとする。そして命鶴丸の子孫と考えられる室町幕府奉公衆饗庭氏の家紋は、応仁・文明の乱期に成立した「見聞諸家紋」によると、「三星紋」である²⁶⁾。

三星紋を家紋とする大中臣氏で想起されるのは、常陸国鎌倉御家人の中郡氏である。同氏の系図「大中臣氏略系図」によると、中郡氏の始祖中郡権守頼経は、源義家の命令で、海道小太郎業平を下野国氏家・風見楯にて討取り、夜は黒塗りの鞆に差し、昼は黄金作りの鞆に差していた、「ススキ丸」という業平の佩刀を取り上げて義家に進上した。その功績により義家から「三ツ星」紋を授与された、と伝えている²⁷⁾。

饗庭氏を常陸国御家人中郡氏の出自と推定する、直接的な系譜関係を示す史料は管見の限り確認できない。しかし傍証史料としては、以下の①から⑤が挙げられる。①饗庭御厨の本所である神宮祭主大中臣氏と同姓である。②先述の「大中臣氏略系図」によると、中郡頼経の孫朝経の注に「東海道領主也」とあり、三河を含めた当地域に所縁があることが分かる。そしてまた朝経の母は、熱田大宮司季範女で、源頼朝の母及び足利義兼の母と姉妹に当たり、中郡氏は三河及び頼朝・義兼とつながりがあることが知れる。③中郡重経は、鎌倉時代初期に中郡庄預所と争論した結果、所領を没収されたあと、中郡庄惣地頭職は安達氏に転じ、重経の兄弟の経元は安達義景被官となった²⁸⁾。この中郡庄は

安達義景の子泰盛の時代も惣地頭職の地位を継承したが、中郡氏はその郷地頭職として存続したらしい。⁽³¹⁾ また安達氏の始祖盛長は最初の三河国守護であり、このため三河国には盛長建立による七御堂建立伝説があり、その一つが饗庭御厨内の金蓮寺弥陀堂とされる。これらのことから中郡氏は、安達氏と被官関係にあり、安達氏を介しても三河国の関係が深いことが分かる。④「黄梅院文書」によると、命鶴丸は常陸国に所領を有しており、常陸国に由縁がある。⁽³²⁾

⑤後述のとおり、「後愚昧記」貞治五年（一二三六）八月一八日条によると、命鶴丸は伊勢神宮外宮神領である、尾張国中島郡笑生御厨（現在の愛知県一宮市周辺）の地頭職を勤めていたことが確認でき、外宮領地頭職の実績がある。⁽³⁴⁾ 以上の①から⑤を総じてみると、饗庭氏を常陸国御家人中郡氏の一族とする説も成立するのではないか。

仮にそうであれば、この中郡氏の一族が安達氏の被官化した後、安達氏の所縁で三河国に西遷し、神宮祭主と同姓のよしみをもって、国内の饗庭御厨の管理を任せられ、饗庭を名字の地とし、その後鎌倉末から南北朝初期には三河国に勢力を張る足利氏に仕えることとなったと考えることができるのではないだろうか。

次章では、この足利氏当主尊氏に近習として仕えた命鶴丸について、史料に依拠しながらその動向について考察する。

二 足利尊氏の寵臣饗庭命鶴丸

命鶴丸の家の歴代の系譜を明らかにする史料は管見の限り確認できない。

饗庭氏の史料上の初見は「祇園執行日記」康永二年（一三四三）二月二日条、同月二日条に登場する「饗庭因幡（守）」である。さらに「太平記」流布本によると、命鶴丸は正平七年（一三五二）閏二月に行われた武蔵野合戦の時に「生年十八歳」と記される。⁽³⁵⁾ ただしこの記述は「太平記」古態本にはなく、やや疑問が残るものの、仮にこれ

が正しいとすると生年は建武二年（一三三五）となる。年代的にはこの「因幡（守）」が命鶴丸の父親に当たるものと考えられる。⁽³⁷⁾

次に管見の及ぶ限りでの命鶴丸の史料上の初見は、貞和四年（一三四八）四月五日に諏訪神社で行われた笠懸の射手としてであり、⁽³⁸⁾先述の生年が正しければ当時十四歳であったことになる。以後足利尊氏の近習として、重要な使者・取次を務めていることが「太平記」ばかりでなく、「祇園執行日記」「園太暦」などの同時代史料からも窺える。⁽³⁹⁾

命鶴丸の軍事的活動としては、先述の正平七年の武蔵国小手指原合戦（埼玉県所沢市北野）の戦いに参加していることが知れる。「太平記」は、命鶴丸が大将として指揮した「花一揆」が、思慮のない戦いをした結果、児玉党に追いつ散らされたと記す。しかし命鶴丸は、これ以前の合戦において、尊氏から感状を下されるほどの活躍をしたことが次の史料から窺える。

【史料1】足利尊氏御内書写 今川古文章写⁽⁴⁰⁾

御自筆

このたひの忠かんしおほえ候へく候も、なにともおほせにしたかはれ候、返々めてたく候、ての物以下の事にも、⁽⁴¹⁾
そせう⁽⁴²⁾なと申され候事候ハ、ちこにつきてよろつ申され候へく候、猶々あまりのかんにかやうにおほせられ候
へく候、あなかしく、

正平六

十二月十四日

尊氏御判

命鶴殿

この御内書は既に長倉智恵雄氏が考察しているように、⁽⁴¹⁾観応二年（一三五二）一二月一日頃から蒲原・由比（静

岡県静岡市清水区）付近で行われた戦闘に関する、おそらく尊氏自筆の感状である。すなわち「太平記」にある、尊氏とその弟直義が激突した、いわゆる薩埵山合戦のことである。「太平記」ではその活躍ぶりが記されていないものの、命鶴丸は、尊氏の親衛隊としての役割を十分に果たした、と見るべきだろう。

さらに正確な年次は分らないが、將軍尊氏が鎌倉に在留した観応三年（一二三二）正月から文和二年（一二三三）七月までの間に、尊氏の命で、鎌倉円覚寺塔頭黄梅院を修造し、寺領として常陸国結城村、色好村及び椿村の三村を寄進したことが「黄梅院文書」から窺える。⁽⁴²⁾

そして【史料1】の宛名にも「命鶴」とあるとおり、命鶴丸は、童名のまま尊氏に近侍していた。つまり元服をしておらず総角総角の髪型のままであったらしく、「小島のすさみ」にも「年たけたるあげまきの姿」と記されている⁽⁴³⁾。彼が元服したのは、「源威集」によれば、文和三年（一二三四）十一月のことである⁽⁴⁴⁾。先述の生年が正しければ、命鶴丸二〇歳のこととなる。

このとき命鶴丸は元服と同時に諱を「尊宣」とし、五位将監兼彈正少弼に叙任された。尊宣の「尊」の字は尊氏の偏諱であろう。周知のとおり尊氏の「尊」字は後醍醐天皇の諱「尊治」から下賜されたものだから、これを見てもいかに命鶴丸が尊氏に寵愛されていたかがわかる。

命鶴丸の諱は、先述の「作者部類 上」にあるとおり直宣であったが、「尊宣」に改名されたということになる。⁽⁴⁵⁾なお「園太暦」は、命鶴丸の諱を「氏直」と記す箇所がある。⁽⁴⁶⁾だが同書は武家の官途名や実名について誤りが多いので、ここでは採らない。⁽⁴⁷⁾

続く文和五年（一二三五）正月に斯波高経が幕府に降参した際には、高経が命鶴丸を帯同していたことを「園太暦」は伝えている。⁽⁴⁸⁾命鶴丸が、それまで尊氏の重要な使者・取次を勤めていた経緯から推すと、尊氏の内意を受けて、高

経の幕府帰参を働きかけていた、ということだろう。命鶴丸が使者に選ばれたのは彼が既に斯波氏と強い結びつきを持っていたためであろう。

そして延文三年（一三五八）に主君尊氏が死去すると、命鶴丸は出家をしたようで、史料上、「尊宣入道」「尊宣法師」、「少弼入道俗名尊宣」として表れる。

その翌年の延文四年（一三五九）には、京都鴨川東の十楽院周辺に飛礫打ちの狼藉があった。これは同院上辺に邸宅のあった「尊宣入道」「尊宣法師」こと命鶴丸の所為とされ、山門門徒が報復のため命鶴丸の邸宅を破却すると噂された⁽⁹⁾。どうもこの時、命鶴丸は延暦寺と緊張関係にあったらしい。そしてこれは主君の後ろ盾を失った命鶴丸が、不安定な政治的立場にあったということの証左でもあろう。

このため康安元年（一三六一）の政変後に高経が幕政を運営するようになると、さらに斯波氏と接近するようになる。例えば貞治三年（一三六四）に開始された幕府新第の造営事業では、造営奉行を務めた高経とともに、「少弼入道俗名尊宣」こと命鶴丸は將軍義詮を迎えて新第敷地の地破儀礼に臨席している⁽¹⁰⁾。

従って、貞治五年（一三六六）八月九日に高経父子が失脚して京都を没落して越前に逃れると、翌一〇日には、命鶴丸も罪科に問われるのを怖れて、越前に没落したとの風聞が伝わった。これを記録した三条公忠は、この時命鶴丸が尾張国中島郡笑生^{のぶ}御厨地頭職にあったとする⁽¹¹⁾。

以後の命鶴丸の動向は不明だが、貞治六年（一三六七）の高経の死によりその子義将らは赦免されたので、命鶴丸も京都に戻ったらしい。

「空華日用工夫略集」の記主義堂周信は、黄梅院の住持であった関係で、永和五年（一三七九）正月二日に使者を京都に派遣して「命鶴霜台」こと命鶴丸の印判を求めるなどしており、交友関係にあった⁽¹²⁾。そして康暦二年（一三八

○) 四月に、義堂周信が京都建仁寺住持になるために上洛した折には命鶴丸が挨拶に訪れており、その後も義堂周信を訪ねて、かつての主君尊氏之地藏信仰について語ったりしている⁽⁵³⁾。

その後永徳三年(一三八三)三月二日条に管領斯波義将・義種兄弟と共に、將軍義満に近侍している様子が窺える⁽⁵⁴⁾。これが管見の及ぶ限り命鶴丸の動向が分かる最終史料である。命鶴丸の没年を記す史料は管見の限り確認できないが、先述の生年が正しければ、永徳三年当時、既に四十九歳であった。命鶴丸が開基檀那となった鎌倉円覚寺塔頭の黄梅院の記録では、法名は「霜台昌阪禪定門」としている⁽⁵⁵⁾。

残念ながら命鶴丸の直系卑属につき記した史料は、管見の及ぶ限りでは見当たらない。しかし命鶴丸の子孫は、幕府奉公衆三番衆に編入されたと考えられる⁽⁵⁶⁾。

次章では奉公衆の名簿の史料からその系譜を復元してみる。

三 室町中期から後期の饗庭氏

(一) 幕府奉公衆名簿にみる歴代

室町幕府奉公衆には、その名簿である番帳が作成されていた。番帳は、数種類が完本または一部残存のかたちで現存しており、先行研究により発掘され、大要明らかにされている⁽⁵⁷⁾。このうち饗庭氏の名前が見られる史料として「幕府番帳案」⁽⁵⁸⁾、「永享以来御番帳」⁽⁵⁹⁾、「東山殿時代大名外様附」がある。このほかにも室町幕府奉公衆饗庭氏の名前の見える史料として「長享元年九月十二日常徳院御動座當時在番衆着到」⁽⁶⁰⁾がある。

それぞれの史料の年代であるが、「幕府番帳案」(以下「文安」)は文安戊辰(五年・一四四八)と明記されている。「永享以来御番帳」(以下「永享」)は奉公衆部分が宝徳二年(一四五〇)正月から享徳四年(一四五五)正月までの成立

とされている。⁽⁴⁾「東山殿時代大名外様附」(以下「明応」)は明応元年(一四九二)五月一九日以降同二年(一四九三)正月一七日以前の成立とされている。⁽⁵⁾そして「長享元年九月十二日常徳院御動座當時在番衆着到」(以下「長享」)は長享元年(一四八七)九月一二日と本文にある(表1)。

表1 番帳にみえる饗庭氏一覽

史料名	史料の記述		成立年代
文安	三番 詰衆 饗庭左近將監 同三郎左衛門尉		一四四八
永享	三番 饗庭中務少輔		一四五〇～五五
長享	三番衆 遠州饗庭太郎		一四八七
明応	三番衆 次第不同 饗庭 ^{アツベ} 太郎		一四九二

表1から窺えるように、饗庭氏は、幕府奉公衆三番衆に編入されていた。これは先祖の命鶴丸が將軍尊氏の近習を務めていた由緒から、その子孫も將軍の親衛隊である奉公衆として、引き続き將軍家に仕出したものと考えられる。

「文安」によると、文安五年(一四四八)当時の饗庭氏当主は「左近將監」と称していた。先述のとおり、「將監」は命鶴丸も任ぜられた官途であるから、先祖命鶴丸の官途を襲名したものと考えられる。命鶴丸の最終史料である永徳三年から六〇年余りを経ているので、この左近將監は、命鶴丸から二、三代は経た人物であろう。

そして、宝徳二年(一四五〇)正月から享徳四年(一四五五)正月に成立したとみられる「永享」には、三番衆と

して「饗庭中務少輔」と載る。この間に代替わりがあり、「文安」の「三郎左衛門尉」が官途成りして「中務少輔」となったものだろう。

饗庭中務少輔は、「蔭涼軒日録」長祿三年（一四五九）二月二日条によると、將軍義持三三回忌の供養法要の費用として一〇貫文を出捐していることが知れる。⁶³ただ京都で直接納付したのか、在京雑掌が代行して納めたのかまでは分らない。

饗庭氏も奉公衆である以上、当然在京奉公していたはずである。だが管見の及ぶ限り、このほかの饗庭氏の京都における活動は史料に所見がない。史料の偏在によるものか、先述の森氏が考察した美濃山下氏のように、所領への下向を繰り返し、常時在京することが困難であったためかは明らかではない。

次節以降では鄙、すなわち所領における在地活動の窺える史料を掲げて、その動向を検討してみる。

（二） 名字の地饗庭郷での活動

名字の地西尾市吉良町饗庭において、長祿二年（一四五八）に金蓮寺不動明王堂を再建した者として、「妙道」及び「玄仙」の存在がみえる。

【史料2】金蓮寺不動明王堂再建棟札写 金蓮寺文書⁶⁴

大日本国三州旗頭郡饗庭厨屋郷井ノ口村

奉再建明王堂一字 願主^{玄仙} 妙道

于時長祿二戊寅年十月 日

住持権律師快瑜 大工藤原左衛門尉吉永

さらに文正元年（一四六六）に同堂の修繕費用として浜田を寄進した者として、「賢宣」の存在がみえる。

【史料3】賢宣寄進状写 金蓮寺文書⁽⁶⁵⁾

為祈禱浜田発一段之事、為修補金蓮寺不動堂、永代所寄附実正也、仍状如件、

于時文正元丙戌年六月 日

賢宣在判

いずれも写しであり、年号の上に「于時」を冠するなど、不審な点はあるが、本文自体に特に違和感はないので、書写段階の追記と解釈しておく。

地元の伝承では、至徳元年（一三八四）より金蓮寺不動院は、命鶴丸の祈願所となったと伝えており、饗庭氏との関係が窺える。⁽⁶⁶⁾

【史料3】の賢宣の「宣」字は、先祖命鶴丸の諱「尊（直）宣」と通字となっている。室町幕府奉公衆には、例えば五番衆荒河氏が歴代当主に「隆」や「宗」の字を通字として使用するなど、その家ごとの通字が存在する例が多くみられる。⁽⁶⁷⁾このことから、賢宣は当時の饗庭氏当主と推定される。⁽⁶⁸⁾年代的には先述の「饗庭中務少輔」に該当する。そうすると【史料2】の願主「妙道 玄仙」とは、その一代前の尊属である、父などに該当する人物であろう。「文安」に出る「饗庭左近将監」の後身の姿であろうか。

いずれの史料の内容も、名字の地での寺院の再建及び修繕に係る記録であり、この時点で饗庭氏は饗庭郷を実効支配していたものと認めてよいだろう。

なお憶測を重ねることになるが、この「賢宣」の「賢」字は、年代的に見て、細川典厩家の持賢の偏諱であると考⁽⁶⁹⁾える。先述の美濃山下氏に係る森氏論文でも指摘されているように、奉公衆が將軍に対し、所領への下国の暇乞いをするについては、番頭から管領に上申するという手続きが踏まれている。

持賢は管領を出す細川京兆家の人間ではない。だが兄で、管領であった持之が、嘉吉二年（一四四二）に死去するに当たり、持之の子勝元が成人するまで、その後見人となることを遺言された人物である。このため諸国の取次の多くを務めるなど、京兆家を代表する存在であった。⁷⁹⁾

かかる地位に立つ持賢と、元服に際し諱を授けられることで、擬制的親子関係を結ぶことは、奉公衆饗庭氏にとってもメリットのあることであつたと考えられる。

次に御料所と考えられる、饗庭氏の遠江国での所領の支配関係文書を取り上げる。

（三） 領地遠江国笠原庄での活動

【史料4】 某書下 中山文書⁷¹⁾

遠江国笠原庄一宮御神領分事、諸御公事等任先例所閣也、仍狀如件、

享徳三年九月二日 （花押）

【史料4】は、享徳三年（一四五四）に、笠原庄一宮領、すなわち現在の高松神社（静岡県御前崎市）領に係る諸公事を免除するという内容のものである。これは従来、発給者を駿河今川氏の義忠とか範忠に比定されていた書下文書であるが、河村昭一氏が、失われた当該文書の端裏書に「饗庭雲樹院殿御判 諸公事御免」とあつた事実を指摘されたことにより、饗庭氏の発給文書であることが判明したものである。⁷²⁾ こうして享徳三年の段階で、饗庭氏が遠江国笠原庄を支配していた史実が判明したのである。この「饗庭雲樹院殿」も年代的には、先述の「永享」の「饗庭中務少輔」、すなわち【史料3】の「賢宣」に比定されよう。

しかし饗庭氏の、笠原庄入手の経緯はよく分からない。河村昭一氏は、笠原庄に有していた遠江今川氏の所領が、

嘉吉元年（一四四一）の遠江今川氏の反逆行為により、没収されて幕府領となったのを、のち幕府奉公衆の饗庭氏に与えられた可能性を指摘する⁽⁷⁴⁾。

また先述の森田氏は、これより先の永享四年（一四三三）に同庄木根南方を巡り、同じ幕府奉公衆の浅堀頼勝と桃井常欽が争っている事実を挙げ、笠原庄の地頭職が分割されて幕府奉公衆に与えられていた事実を指摘している⁽⁷⁵⁾。

つまり遠江今川氏の領有していた笠原庄の地頭職の一部が、將軍御料所となり、細川京兆家と関係が深い饗庭氏が、その支配を任されたと考えられる。さらに言えば、応永十二年（一四〇五）以降、遠江国守護職は遠江今川氏から斯波氏に代替されているので、先祖命鶴丸以来の斯波氏との縁故を背景として笠原庄代官職が饗庭氏に与えられたものとも推測できる。

このように、饗庭氏は幕府奉公衆として在京奉公の具体的史料は見当たらないものの、名字の地及び御料所などの在地支配に係る史料は、僅かであるが存在し、その動向の一端が窺えるのである。

次章では、応仁・文明の乱を経て、その在地支配がどのように変遷したのかを概説する。

四 戦国期の饗庭氏

応仁・文明の乱に入ると、饗庭氏は他の多くの奉公衆と同じく、東軍に所属したらしい。

先述の「見聞諸家紋」は、応仁元年（一四六七）から、文明二年（一四七〇）の間に成立した書とされ、東軍に所属した守護大名から奉公衆・国衆に至る三一〇家の家紋二六一を图示したものとされ、饗庭氏も三河守護代東条国氏の次に掲げられている（図1）。

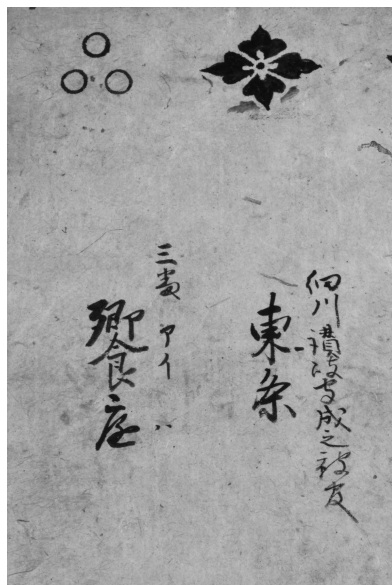


図1 見聞諸家紋
(西尾市岩瀬文庫蔵)

この順番が饗庭氏と東条国氏との親疎の関係を表すのかどうかは判然としない。ただ先行研究において中川氏は、地元の伝承にいう三河国饗庭郷での饗庭命鶴丸の自害は、伊勢氏と一色氏の勢力を背景とした松平氏と、三河国守護代東条国氏との双方の勢力の板挟みとなり生じたものと推論している。そこで以下、応仁・文明の乱時の東条国氏の動向について概観してみる。

東条国氏は、三河国守護細川成之の本国である阿波国の出自である。応仁・文明の乱の最大の激戦といわれる応仁元年（一四六七）一〇月三日の京都相国寺の合戦において、二千余の兵を率いて西軍の丹後・伊勢半国守護の一色義直勢を撃破し、伊勢国守護代石川佐渡守道悟・九郎父子を討取った。⁽⁷⁸⁾

一色氏は、元三河国守護であり、長祿四年（一四六〇）以降に三河国渥美郡地頭職を入手し、それを基盤として旧分国三河の回復を企てていたとされる。⁽⁷⁹⁾ 文明二年（一四七〇）一〇月に一色氏は、分郡守護を務める尾張国知多郡か

ら三河国に打ち入った。⁽⁸⁰⁾ 西尾市巨海町願成寺所藏「木造円光禪師坐像墨書銘」によると、「明応乙卯」すなわち明応四年（一四九五）より二十八年以前の文明元年（一四六九）から「乱中」になり、願成寺も「焼燼」したとあるから、文明元年以降、三河国吉良庄は兵火に罹ったことが確認できる。この兵火は吉良庄に隣接する饗庭郷にも及んだであろう。かかる一色氏の攻勢に対処するために、東条国氏は三河国に下つたらしい。そして文明八年（一四七六）九月以前に、東条国氏は三河国内で切腹した。⁽⁸¹⁾ これは一色氏と戦って敗死したものと一般に理解されている。

この後の、饗庭郷における在地支配関係を表すものとして、次の史料がある。

【史料5】鰐口陰刻銘 吉良町正法寺⁽⁸²⁾

（右廻）

三川国幡豆郡饗庭郷正法寺常住金鼓

（左廻）

皆文明十六年^辰甲十二月吉日願主^{通親}五郎右衛門敬白

つまり、文明一六年（一四八四）一二月付で、願主「道親・道仏」及び「五郎右衛門」が饗庭郷内の正法寺に鰐口を寄進しているのである。正法寺は先述の金蓮寺と同じ曹洞宗喜山派に属し、暦応二年（一三三九）足利氏創建の由緒を持つ寺院であるから、この寄進行為は、饗庭郷領主としてのものであると見てよいだろう。

ところがこの「五郎右衛門」という仮名は、先述の「文安」に見える饗庭氏の仮名「三郎左衛門尉」、「長享」「明応」に見える「太郎（大郎）」とは一致しない。そして、これより六〇余年後になるが、天文二〇年（一五五二）の時点で饗庭郷は、三河松平氏の支族である東条松平氏の甚太郎忠茂から、「本知」すなわち元からの知行地であるとして、その領有権を主張されていた。⁽⁸³⁾ 訴えのとおり、饗庭郷が東条松平氏所領であったのか、疑うべき余地がある。しかし

仮にその訴えが正しいとすると、それはおそらく忠茂の先代右京亮某以来領有していた、との主張なのであろう。右京亮某の没年齢は不明だが、その生存年代は一五世紀後期から一六世紀中期であると考えられるので、武力での横領か、請所又は買得というかたちでの入手かは不明であるが、文明一六年の時点での饗庭郷は、饗庭氏当主の支配を離れ、松平氏に帰属していたのかもしれない⁽⁸⁷⁾。そしてこれに沿う地元の伝承も存在するのである⁽⁸⁸⁾。

東条国氏が死去した文明八年は、先述の饗庭氏当主「賢宣」の晩期に相当する。これは賢宣の偏諱が細川典厩家の持賢が細川京兆家の後見をするようになった嘉吉二年以降であり、その代替わりの時期が文安五年から享徳四年の間になされ、以後の活動期間を二〇年間と仮定したことからする年代比定である。先述のとおり、賢宣は細川典厩家を通じて細川京兆家と深い関係を構築していた。そして三河国守護代東条国氏は、その後継者を細川京兆家の有力内衆安富氏から迎えていた、という関係が認められる⁽⁸⁹⁾。

このような京兆家を介した饗庭氏と東条国氏との紐帯の深さを考慮すれば、板挟みとなったというよりはむしろ饗庭氏が東条国氏に与していたため、三河湾沿岸に位置する饗庭氏支配下の饗庭郷が知多郡及び渥美郡を拠点とする一色氏の攻撃の対象となった。そうして饗庭氏はその名字の地を失った、と考えることができるかもしれない。

ただ饗庭氏はその後も奉公衆として家は存続し、長享元年（一四八七）の將軍義尚の近江親征、明応二年（一四九三）の將軍義材の河内出陣にも供奉したことが「長享」及び「明応」から窺える。

「長享」では饗庭氏に「遠州」の文字を冠するので、この頃まで饗庭氏は、遠江国の所領笠原庄を実効支配していたようである。

ところが通説では明応の政変により、幕府奉公衆体制は崩壊したとされる。その後幕府奉公衆は、縮小しながらも、將軍義晴の代までに、詰衆と奉公衆の「五ヶ番」として再編成されていく。その過程での番衆交名の史料は、一部な

がら存在するが、その中には饗庭氏の名前は見えない⁹⁰⁾。

政変後の奉公衆には、領国に帰国して、在地支配に専念する者が多く出た。饗庭氏も遠江国に帰国したのだろうか。ところが遠江国は、明応の政変直後に、駿河国守護今川氏親の叔父伊勢宗瑞が侵攻して、国内は争乱状態となっている。同じ奉公衆でも別稿で筆者が考察した三ヶ日後藤氏は、南北朝期からの駿河今川氏の所縁があり、在地との関わりも深かったために、駿河今川氏から本領を安堵され、被官化したことが判明している⁹¹⁾。

しかし饗庭氏の場合、先述のとおり、①その所領笠原庄が遠江今川氏の旧領であつたらしいこと、②先祖が、駿河今川氏と対立関係にあつた遠江国守護の尾張斯波氏と関係が深かつたことなどから、この争乱の時に、笠原庄の所領を駿河今川氏から奪われたものと推測される。以後、饗庭氏関係史料は、遠江国にも見えなくなることが、この推測を裏付けていると思う。

こうして遠江国の所領を失つた饗庭氏であるが、それ以降の動向を窺わせる史料は全くないのであろうか。次章でそれを検討する。

五 その後の饗庭氏

その後の饗庭氏について、管見の及ぶ限りでは次の史料が見えるのみとなる。

【史料6】八幡八幡宮奉加帳写 古案六所并八幡書簡・奉加帳⁹²⁾

永正十七年庚辰八月五日 奉加帳拔書

(中略)

八幡宮勸進奉加帳之事

牛窪
千両

睦
芦

三百疋

平

親成（花押影）

百疋^ト

八月拾五日アイハトノカミ

祐秀

百十疋

平

忠成（花押影）

二十疋

八月廿七日

ヲンマ

達秀

五十疋

アイハトノ

長宣（花押影）

二十疋

赤坂与次郎

久信

二本

アイハ新五郎殿

吉宣（花押影）

二本

十五日 アイハ
御千丸

（下略）

【史料6】には当主と思われる饗庭殿「長宣」、その妻室と思われる「祐秀」、饗庭殿の息男と思われる「新五郎吉宣」、新五郎の息男と思われる「御千丸」の名前が記される。

「長宣」「吉宣」と、いずれも饗庭氏の通字である「宣」の字が用いられているから、幕府奉公衆饗庭氏の直系の人々とみてよいであろう。ただ「牛窪・千両」（愛知県豊川市牛久保町、千両町）の表記が直下の「睦吉」のみに係るのが、次項の「平親成」以下にも係るのが不明であるため、「牛窪・千両」が当時の饗庭氏の居所であったとまで断定ができない。⁽⁹⁵⁾

このように、名字の地饗庭郷を失ったと思われる饗庭氏の、その後の居住地は分らない。ただ当時牛窪・千両を支配していたのは一色氏御内人の系譜を持つ、牧野田兵衛尉信成であったので、饗庭氏は牧野氏と何らかの縁戚関係を結んでおり、その関係で三河八幡宮（愛知県豊川市八幡町）の造営のために財物を寄進したのかもしれない。その後の饗庭氏の動向を語る史料は管見の限り確認できない。

なお、こののち名字の地饗庭郷は、天文二〇年（一五五二）以前に駿河今川氏により、「東条殿」こと東条吉良氏に与えられたことが史料から窺える。⁽⁹⁶⁾

それから四年後の弘治元年（一五五五）の西条吉良氏による「吉良殿逆心」の戦乱の際には、吉良庄のみならず饗

庭郷にも戦火が及んだ。饗庭郷も敵味方双方から略奪を受け、乱後は駿河今川氏の直轄領に編入されてしまったこともやはり史料から窺えるのである⁹⁶。

そして永禄三年（一五六〇）の桶狭間合戦で、駿河今川氏の当主義元が敗死して後の西三河は、三河松平氏当主の元康（家康）の支配するところとなった。

先述の東条松平忠茂の子亀千代は、惣領家の元康に従った。東条松平氏は、忠茂の時代から饗庭郷の支配権を主張していたから、史料には見えないものの、このち饗庭郷の領有を認められたと考えられる。

ただ饗庭郷を実効支配したのは、亀千代の後見人で、のち松井松平氏の始祖となる松井忠次であったようである⁹⁷。

この忠次は、左近将監（左近尉）の官途名を自称していた⁹⁸。先述のとおり、幕府奉公衆饗庭氏ゆかりの官途名である。つまり松井忠次は、饗庭郷を支配するに当たり、饗庭氏の後継者であることを主張したものとみえる。

こうして饗庭郷は、饗庭氏の支配から離れていったのである。

おわりに

饗庭氏は、河内源氏重代の家臣である、常陸国御家人中郡氏を出自とする家筋の可能性がある。このように考えると、源氏正統足利氏の被官となり、足利氏が勢力を張る三河国に移り、鎌倉末期から南北朝期には神宮祭主の同姓のよしみをもって、国内の饗庭御厨の地頭に補せられ、饗庭を名字としたことが無理なく説明できと思う。

この饗庭氏から出た命鶴丸は、足利氏の当主尊氏の近習を務めた。そしてその子孫は、足利將軍家の幕府奉公衆三番衆に編入された。編入の時期の特定はできないが、文安以降の史料によりその存在が確認できる。

続いて室町期には、名字の地である三河国饗庭郷を実効支配し、さらに將軍御料所である遠江国笠原庄の支配を任

されたことが史料から判明する。

その後、三河国における応仁・文明の乱の余波、及び遠江国の文亀・永正の争乱を経て、名字の地も御料所の支配権も喪失したらしい饗庭氏は、京都においては、史料上その姿を消した。

先述のとおり奉公衆はその後も縮小しながら、將軍義晴期には詰衆と奉公衆の「五ヶ番」となって再編成され、幕府最末期まで存続したが、先学により明らかにされている^⑧。

例えば筆者が以前考察した三ヶ日後藤氏は、宗家は在地化したと思われるものの、その係累と思われる者が五ヶ番の二番として編入され、先祖の家職であった走衆に就任し、室町幕府滅亡後もその名を史料に残した。またこれも筆者が以前考察した足利一門荒河氏は、明応の政変後も將軍家に近侍することであり五ヶ番の二番に編入され、続いて申次衆に就任し、以後専ら京都周辺において活動して、同じく室町幕府滅亡後まで史料にその名を留めている。そして饗庭氏の場合、在所は不明ながらも、その血筋の者が永正一七年（一五二〇）まで存続している。ところが饗庭氏は、尊氏以来の將軍近習としての正しい由緒を持つにもかかわらず、再興されて、五ヶ番に編入されることはなかった。

その直接の理由は明らかではない。おそらく美濃山下氏と同様、饗庭氏も所領規模が狭小で弱小な奉公衆であり、その在地支配力が脆弱であったため経費の高む在京費用が捻出できなかったことに起因を求めるのが穏当なところであらう。

ところで最近谷口雄太氏は、一五世紀中葉頃以降、足利將軍家がそれまでの足利一門重視（血統主義）から実力者重視（実力主義）へと徐々に舵を切り、足利氏・御三家・一門など、足利の血統に連なる者を上位とする秩序（「足利的秩序」）を自壊させたとの説を提起している^⑨。饗庭氏が足利氏と深い紐帯があった歴史を有するにもかかわらず、

五ヶ番に編入されることがなく早々に史料からその姿を消したのは、正に谷口氏の説く足利的秩序の崩壊が背景にあるのではないだろうか、と考えるものである。

注

- (1) 福田豊彦「室町幕府の奉公衆」(『室町幕府と国人一揆』吉川弘文館、一九九五年所収、初出一九七一年)。このほかに体系的な奉公衆研究として西島太郎『戦国期室町幕府と在地領主』(八木書店、二〇〇六年)がある。
- (2) 森幸夫『中世の武家官僚と奉行人』(同成社、二〇一六年、第Ⅲ部第一章「室町幕府奉公衆の成立時期について」(初出一九九三年)によると、奉公衆の成立時期については、足利義満期、義教期、義詮期の三説が存在するという。そして森氏は先行研究の掲出した史料の内容を再検討した結果、成立時期を義満期とする説を支持している。
- (3) 佐藤和彦他四名編『日本中世史研究事典』(東京堂出版、一九九五年) 一三頁
- (4) 川添昭二「室町幕府奉公衆筑前麻生氏について」(『九州中世史の研究』吉川弘文館、一九八三年所収)
- (5) 森幸夫「室町幕府奉公衆山下氏」(『国史学』一四四、一九九一年)
- (6) 多田誠「室町幕府奉公衆佐竹氏について」(『皇學館論叢』二九(六)、一九九六年)
- (7) 杉山一弥「室町幕府奉公衆葛山氏」(『国史学』一七二、二〇〇〇年)
- (8) 拙稿「室町幕府奉公衆荒河氏の基礎的研究」(『大倉山論集』六一、二〇一五年)
- (9) 拙稿「室町幕府奉公衆後藤氏の基礎的研究」(『静岡県地域史研究会報』五、二〇一五年)
- (10) 『吉良町史 原始・古代・中世前期』(吉良町、一九九六年) 四六二頁
- (11) 『浜岡町史 通史編』(浜岡町、二〇一一年) 二二六頁
- (12) 『安城の中世 中川覚郷土史論稿』(安城市教育委員会、一九九一年) 二〇一頁(初出一九六三～七七一年)
- (13) 『角川日本地名大辞典23愛知県』(角川書店、一九八九年) 六七頁
- (14) 『愛知県史 資料編8中世1』(愛知県、二〇〇一年) 一一一八(以下、史料番号を示す。、『愛知県 史資料編9中世2』(愛

知県、二〇〇五年）六八一

- (15) 前掲注14『愛知県史 資料編8中世1』一一七五
- (16) 「金蓮寺不動明王堂再建棟札写」〔金蓮寺文書「金蓮寺縁起」西尾市吉良町金蓮寺蔵〕
- (17) 「鰐口陰刻銘」吉良町正法寺『愛知県史 資料編10中世3』（愛知県、二〇〇九年）二六六
- (18) 「幡豆郡横須賀村誌」（横須賀村、一九二四年）一三頁
- (19) この饗庭氏は、伊勢氏被官で、近江国海津庄の御料所代官であった可能性の高いことが、西島太郎氏により指摘されている（前掲注1『戦国期室町幕府と在地領主』九〇頁）。なお西島氏はこの饗庭氏の家格が低かったことも指摘しており、このことも、近江饗庭氏が命鶴丸の子孫である可能性の低いことを示唆している。
- (20) 前掲注10『吉良町史 原始・古代・中世前期』四六五頁
- (21) 前掲注10『吉良町史 原始・古代・中世前期』四六六頁。なおこの他にも九州にも筑前小武氏の家人として饗庭氏が見えるが、この饗庭氏を前掲注4『九州中世史の研究』において考察した川添昭二氏も、命松丸の出身を三河国幡豆郡饗庭御厨であると認めている（同書一三二頁）。
- (22) 前掲注17『愛知県史 資料編10中世3』に収録されている「室町幕府奉公衆一覧」は、饗庭氏の「所領・本貫地」を「三河国幡豆郡饗庭御厨が伊勢国饗庭御厨」とするが、「伊勢国饗庭御厨」の該当地である三重県員弁郡藤原町には、饗庭氏の伝承や遺跡はないようである。
- (23) 前掲注12『安城の中世 中川覚郷土史論稿』二〇一頁、前掲注10『吉良町史 原始・古代・中世前期』四六三頁。なお鈴木氏は「吉良の人物史」（吉良町、二〇〇八年、三六頁）で初説を訂正し、命鶴丸を大中原氏の出自としている。
- (24) 「文殿廻文」師守記貞和五年（一三四九）二月紙背文書、前掲注14『愛知県史 資料編8中世1』一一六五
- (25) 『大日本古文書家わけ第15 山内首藤家文書』（東京大学出版会、一九四〇年）四九頁
- (26) 次田香澄・岩佐美代子校注『風雅和歌集』（三弥井書店、一九七四年）二七八頁、四五二頁、岩佐美代子『風雅和歌集全注釈中巻』（笠間書院、二〇〇三年）三四〇頁、同『風雅和歌集全注釈下巻』（笠間書院、二〇〇四年）五四七頁

- (27) 早稲田大学図書館蔵「作者部類 上」(請求番号へ〇四 〇一二八三)。同書は奥書によると、二条歌人の元盛が建武四年(一三三七)に「古今和歌集」から「続後拾遺和歌集」までの作者を類聚・編纂し、惟宗光之が康安二年(一三六二)に「風雅和歌集」「新千載和歌集」の分を増補したものである。内容の確認には、早稲田大学図書館古典籍総合データベースを利用した。
- (28) 小泉宜石「『見聞諸家紋』について」(岩橋小彌太博士頌寿記念会編『日本史籍論集下巻』吉川弘文館、一九六九年所収)
- (29) 網野善彦「史料紹介桐村家所蔵『大中臣氏略系図』について」(『茨城県史研究』四八、一九八一年)
- (30) 石井進「鎌倉時代の常陸国における北条氏所領の研究」(『茨城県史研究』一五、一九六九年)
- (31) 福島金治「安達泰盛と鎌倉幕府 霜月騒動とその周辺」(『有隣堂』二〇〇六年) 五七頁
- (32) 前掲注10「吉良町史 原始・古代・中世前期」三一頁
- (33) 『大日本史料第六編之一八』(東京大学出版会、一九七三年) 七七四頁
- (34) 『大日本古記録第17 後愚昧記一』(岩波書店、一九八〇年)
- (35) 「太平記」流布本三一巻、『日本古典文学大系36 太平記三』(岩波書店、一九六二年) 一八一頁
- (36) 神田本は「太平記 神田本」(図書刊行会、一九〇七年) 西源院本は「西源院本太平記」(刀江書院、一九三六年) 及び玄玖本は「玄玖本太平記四」(勉誠社、一九七四年) に拠った。
- (37) 『増補 続史料大成第43巻 八坂神社記録一』(臨川書店、一九七八年) 七九頁、八四頁
- (38) 「竿掛記」『大日本史料第六編之一』(東京大学出版会、一九七一年) 四七〇頁
- (39) 前掲注37『増補 続史料大成第43巻 八坂神社記録一』 観応元年八月二〇日条、『園太暦 卷三』(続群書類従完成会、一九七一年) 観応元年一月二九日条、観応二年二月二〇日条、『園太暦 卷四』(続群書類従完成会、一九七一年) 観応二年七月三〇日条、同年十一月八日条、正平七年八月三日条
- (40) 「今川古文章写」(『静岡県史 資料編6 中世二』静岡県、一九九二年) 四六四。なお、「今川古文章写」は題名のとおり、そのほとんどが室町將軍家から駿河今川氏に宛てた文書写しであり、なぜ命鶴丸宛の足利尊氏感状がここに収録されているのかは、明らかではない。

- (41) 長倉智恵雄「広島大学所蔵『今川家古文書写』の再検討」(駿河の今川氏 第四集『静岡谷島屋、一九七九年』)
- (42) 『黄梅院文書』(前掲注33『大日本史料第六編之一八』七七四頁)
- (43) 小川剛生『南北朝の宮廷誌 二条良基の仮名日記』(臨川書店、二〇〇三年) 五三頁、福田秀一他五名校注『新日本古典文学大系51 中世日記紀行集』(岩波書店、一九九〇年) 三七六頁
- (44) 加地宏江校注『東洋文庫六〇七 源威集』(平凡社、一九九六年) 二二八頁
- (45) 風雅和歌集以降に成立した和歌集である「菟玖波集」及び「新後拾遺和歌集」に「源尊宣」という人物が登場する。金子金治郎氏は、その著『菟玖波集の研究』(風間書房、一九六五年) 五一八頁において、これを饗庭命鶴丸とする。これが正しければ、命鶴丸は大中臣氏から源氏に改姓したことになるが、先述の「作者部類 下」では、四位の項に「源尊宣 新後拾一首」と記すのみで、命鶴丸との関連を示していない。このことについては今後の検討課題としたい。
- (46) 前掲注39『園太暦 巻四』観応二年二月二〇日条、正平七年八月三日条、文和二年正月一〇日条
- (47) 松島周一「南北朝の中条氏について」(『豊田市史研究』六号、二〇一五年)
- (48) 『園太暦 巻五』(統群書類従完成会、一九七三年) 延文元年正月九日条
- (49) 『園太暦 巻六』(統群書類従完成会、一九八五年) 延文四年八月二二日条
- (50) 『史料纂集第40 師守記第八』(統群書類従完成会、一九七四年) 貞治三年八月一〇日条
- (51) 前掲注34『大日本古記録第17 後愚昧記一』貞治五年八月一八日条
- (52) 辻善之助編『空華日用工夫略集』(大洋社、一九三九年) 康暦元年正月一四日条
- (53) 前掲注52『空華日用工夫略集』(康暦二年四月二日条、永徳二年一〇月一日条)
- (54) 前掲注52『空華日用工夫略集』同日条
- (55) 『鹿山略記』(前掲注33『大日本史料第六編之一八』七七五頁)
- (56) 前掲注1福田論文二九頁以下
- (57) 『大日本古文書家わけ第21 蜷川家文書之二』(東京大学出版会、一九八一年) 三〇・三一

- (58) 『新校群書類従第二二巻 雑部四』(内外書籍、一九三二年) 四三七頁
- (59) 今谷明「『東山殿時代大名外様附』について―奉公衆の解体と再編―」(『室町時代幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年所収、初出一九八〇年)
- (60) 前掲注58 『新校群書類従第二二巻 雑部四』四六一頁
- (61) 前掲注1 福田論文三八頁。なお前掲注5 森論文によると、成立年代の上限は、宝徳二年六月一七日までに絞り込めるという。史料名は木下聡「室町幕府外様衆の基礎的研究」(『東京大学日本史学研究紀要』一五、二〇一二年)の分類に従う。
- (62) 前掲注59 今谷論文三三一頁。
- (63) 『増補 続史料大成第21巻 蔭涼軒日録一』(臨川書店、一九八三年)
- (64) 前掲注16 「金蓮寺縁起」
- (65) 『愛知県史 資料編14 中世・織豊』(愛知県、二〇一四年) 補一一六
- (66) 前掲注18 『幡豆郡横須賀村誌』一一九頁
- (67) 前掲注8 拙稿、木下聡「室町幕府において將軍直臣に対して將軍以外が名前の一字を与えること」(『日本史のまめまめしい知識 第一巻』岩田書院、二〇一六年) 四五頁以下参照
- (68) なお、前掲注4「九州中世史の研究」において、川添氏は筑前饗庭氏を考察し、同家も通字に主として「宣」の字を用いていることを認めている。ただし筑前饗庭氏は「宣」字を諱の上の字に用いており、下の字に用いる三河饗庭氏とは異なる。筑前饗庭氏は三河饗庭氏の庶流であろうか。
- (69) 木下氏によると、饗庭氏の他に持賢が奉公衆に一字偏諱を授与した例として、二番衆安威賢脩、三番衆杉原賢盛、四番衆宮賢盛が見られるとする(前掲注67 木下論文四六頁参照)。
- (70) 『史料纂集第77 師郷記 第三』(統群書類従完成会、一九八六年) 嘉吉二年八月四日条、石田晴男『戦争の日本史9 応仁・文明の乱』(吉川弘文館、二〇〇八年) 六八頁、桜井英治『日本の歴史12 室町人の精神』(講談社、二〇〇一年) 二七七頁
- (71) 前掲注40『静岡県史 資料編6 中世』二一九三

- (72) 原秀三郎・本多隆也「遠江国高松中山文書」(静岡大学文学部人文学科研究報告『人文論集』二七、一九七六年)、小木早苗「今川氏の遠江支配」(前掲注41『駿河の今川氏』第四集)、『静岡県史 通史編2中世』(静岡県、一九九七年) 第二編第二章 第四節、山家浩樹氏執筆分

- (73) 河村昭一「室町期遠江守護沿革に関する若干の問題——とくに分郡守護の存否をめぐって——」(『政治経済史学』第三四八号、一九九五年)

- (74) 前掲注73河村論文

- (75) 前掲注11『浜岡町史 通史編』二二七頁

- (76) 『国史大辞典第五巻けーこほ』(吉川弘文館、一九八五年) 一三四頁、「見聞諸家紋」の項(嗣永芳照氏執筆分)

- (77) 『戦国人名事典』(吉川弘文館、二〇〇六年) 六七五頁、「とうじょうくにくにうじ」の項(新行紀一氏執筆分、馬部隆弘「細川澄元陣営の再編と上洛戦」(『史敏』一四、二〇一六年)。なお若松和三郎『阿波細川氏の研究』(戎光祥出版、二〇一三年) 一九〇頁、初出二〇〇〇年、私家版) では、阿波東条氏と三河東条氏の関係を消極的に考えているが、ここは新行氏及び馬部氏の説に従う。

- (78) 『新編岡崎市史2 中世』(岡崎市、一九八九年) 四二〇頁、前掲注77若松著『阿波細川氏の研究』三五九頁

- (79) 前掲注78『新編岡崎市史2 中世』四二〇頁

- (80) 前掲注17『愛知県史 資料編10中世3』二一六九

- (81) 前掲注17『愛知県史 資料編10中世3』五二二

- (82) 前掲注17『愛知県史 資料編10中世3』九〇

- (83) 前掲注17『愛知県史 資料編10 中世3』二六六

- (84) 『吉田村史』吉田村、一九一五年、一八八頁

- (85) 前掲注17『愛知県史 資料編10中世3』一八一〇

- (86) 拙稿『東条殿』の系譜とその動向についての基礎的研究」(『西尾城シンポジウム2 戦国時代の西尾城』西尾市教育委員会、

二〇一六年所収

- (87) 拙稿「東条松平氏と松井松平氏」〔西尾市埋蔵文化財発掘調査報告書第21集 旧法応寺墓所〕西尾市教育委員会、二〇一三年所収

(88) 地元の伝承によると、文明七年（一四七五）春、饗庭命鶴丸は三河国太守の松平和泉守信光を討ち、他日將軍たらん事を図り、金蓮寺不動院にて信光を呪詛したことが露見して、饗庭で自殺したとし、その領地は信光から、家臣松井左近將監（松井松平氏の先祖）に与えられたという（前掲注18『幡豆郡横須賀村誌』九頁、一四頁、前掲注84『吉田村史』一八五頁）。しかしこの伝承は、命鶴丸こと尊宣の生存年代とは大きく離れており、また当時は幕府政所職伊勢氏の被官に過ぎない新興勢力の岩津松平氏の信光を、「三河国太守」とするなど、「松平・徳川中心史観」に汚染された江戸期以後の作為が感じられるもので、にわかに措信し難い。

- (89) 末柄豊「細川氏の同族連合体制の解体と畿内領国化」〔石井進編『中世の法と政治』吉川弘文館、一九九二年所収〕一七二頁
 (90) 前掲注22「室町幕府奉公衆一覧」のうち⑨大永く享祿番帳、⑩天文く永祿番帳、⑪永祿詰衆交名、⑫永祿六年諸役交名、⑬永祿八く十一年諸役人交名

(91) 前掲注9拙稿

(92) 前掲注17『愛知県史 資料編10中世3』九一七

(93) 前掲注87拙稿では、饗庭氏一門が東三河の牛久保・千両に居住していたと記したが、これを訂正する。

(94) 山田邦明『戦国時代の東三河 牧野氏と戸田氏』あるむ、二〇一四年）二八頁

(95) 前掲注17『愛知県史 資料編10中世3』一八一〇

(96) 前掲注17『愛知県史 資料編10中世3』二一三五

(97) 『愛知県史 資料編11織豊1』（愛知県、二〇〇三年）一六八、前掲注87拙稿

(98) 前掲注17『愛知県史 資料編10中世3』一八一、二〇一二、前掲注97『愛知県史 資料編11織豊1』三三三

(99) 前掲注59今谷論文、木下聡「室町幕府申次覚書写」について〔『目録学の構築と古典学の再生―天皇家・公家文庫の実態復

原と伝統的知識体系の解明― 田島公・東京大学史料編纂所、二〇一一年所収）

（100） 谷口雄太「足利一門再考」『史学雑誌』一二二―一二、二〇一三年）